第四節　決算書類の監査
第一款　通則（第百五十九条）
第二款　会計監査人設置組合以外の組合における監査（第百六十条・第百六十一条）
第三款　会計監査人設置組合における監査（第百六十一条の二―第百六十一条の五）
第五節　決算書類の組合員又は会員への提供（第百六十二条）
第六節　機関等（第百六十三条―第百八十四条）
第七節　会計帳簿
第一款　総則（第百八十五条）
第二款　資産及び負債（第百八十六条―第百九十七条）
第三款　純資産（第百九十八条―第二百一条）
第八節　剰余金の配当及び自己資本の基準の計算方法（第二百二条―第二百四条）
第九節　業務報告書の行政庁への提出等（第二百五条―第二百九条）
第十節　解散、合併及び清算（第二百九条の二―第二百十六条の二）
第五章の二　組織変更（第二百十六条の二の二―第二百十六条の二の五）
第五章の三　指定紛争解決機関
第一節　通則（第二百十六条の二の六―第二百十六条の六）
第二節　業務（第二百十六条の七―第二百十六条の十四）
第三節　監督（第二百十六条の十五・第二百十六条の十六）
第六章　監督（第二百十七条―第二百二十五条）
第七章　雑則（第二百二十六条―第二百三十条）
附則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七　（略）

八　共済事業　法第十一条第一項第十二号（これに附帯する事業を含む。）及び同条第七項の事業、法第九十三条第一項第六号の二（これに附帯する事業を含む。）及び同条第六項の事業又は法第百条の二第一項第一号の事業（これに附帯する事業を含む。）及び同条第二項の事業をいう。

九～十一　（略）

十二　決算書類　法第四十条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第八十四条の三第一項の規定により作成すべきものをいう。

十三　（略）

十四　最終事業年度　漁業生産組合については各事業年度に係る法第八十四条の三第二項に規定する事業報告等につき法第八十四条の七第一項の決議を経た場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの、その他の組合については各事業年度に係る法第四十条第二項に規定する財産目録又は計算書類につき法第四十八条第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の決議を経た場合（法第四十一条の二第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五

第四節　決算書類の監査（第百五十九条―第百六十一条）
（新設）
（新設）
（新設）
第五節　決算書類の組合員又は会員への提供（第百六十二条）
第六節　機関等（第百六十三条―第百八十四条）
第七節　会計帳簿
第一款　総則（第百八十五条）
第二款　資産及び負債（第百八十六条―第百九十七条）
第三款　純資産（第百九十八条―第二百一条）
第八節　剰余金の配当及び自己資本の基準の計算方法（第二百二条―第二百四条）
第九節　業務報告書の行政庁への提出等（第二百五条―第二百九条）
第十節　合併等（第二百十条―第二百十六条の二）
第五章の二　組織変更（第二百十六条の二の二―第二百十六条の二の五）
第五章の三　指定紛争解決機関
第一節　通則（第二百十六条の二の六―第二百十六条の六）
第二節　業務（第二百十六条の七―第二百十六条の十四）
第三節　監督（第二百十六条の十五・第二百十六条の十六）
第六章　監督（第二百十七条―第二百二十五条）
第七章　雑則（第二百二十六条―第二百三十条）
附則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七　（略）

八　共済事業　法第十一条第一項第十一号（これに附帯する事業を含む。）及び同条第七項の事業、法第九十三条第一項第六号の二（これに附帯する事業を含む。）及び同条第六項の事業又は法第百条の二第一項第一号の事業（これに附帯する事業を含む。）及び同条第二項の事業をいう。

九～十一　（略）

十二　決算書類　法第四十条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第八十四条の三第一項の規定により作成すべきものをいう。

十三　（略）

（新設）